

佐賀大学農学部附属資源循環フィールド科学教育研究センター長選考規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学農学部附属資源循環フィールド科学教育研究センター長(以下「センター長」という。)の選考は、この規程の定めるところによる。

(選考)

第2条 センター長の選考は、佐賀大学農学部教授会(以下「教授会」という。)の議に基づき、学長が行う。

(選挙)

第3条 教授会は、センター長候補者(以下「候補者」という。)を選出するための選挙を行う。

(選挙の事由)

第4条 候補者の選挙は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) センター長が欠員となったとき。

(選挙の時期)

第5条 候補者の選挙は、選挙の事由が前条第1号に該当する場合は、任期が満了する日の30日以前に、同条第2号又は第3号に該当する場合は、辞任を申し出た日又は欠員となった日から30日以内に行うものとする。

(被選挙者)

第6条 被選挙者は、農学部専任の教授とする。

(選挙有資格者)

第7条 選挙有資格者は、農学部専任の教授、准教授、講師、助教及び助手とする。

(選挙管理委員会)

第8条 教授会は、第3条の選挙を管理するため、候補者選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)を置く。

2 選挙管理委員会は、教授会構成員の互選による3人の委員をもって組織する。

3 選挙管理委員会委員は、第13条第2項に定める被選挙者となったときは、委員を辞任しなければならない。

(選挙有資格者名簿の作成)

第9条 選挙管理委員会は、選挙有資格者名簿を作成しなければならない。

(選挙の公示)

第10条 選挙管理委員会は、被選挙者の氏名、選挙の日時、場所及び方法を選挙施行日の7日前までに公示しなければならない。

(開票立会人)

第 11 条 選挙の開票を行う場合には、開票立会人 1 人を置くものとする。

2 開票立会人は、選挙管理委員会が委嘱する。

(選挙の成立要件)

第 12 条 選挙は、単記無記名投票により行い、選挙有資格者の 3 分の 2 以上の投票をもって成立する。

2 有効投票には、白票を含むものとする。

(候補者当選者の決定)

第 13 条 有効投票数の過半数を得た者をもって候補者当選者とする。

2 過半数を得た者がいないときは、上位の得票者 2 人(得票同数の者がある場合は、2 人を超えても被選挙者に加える。)について更に選挙を行い、得票多数の者を候補者当選者とする。

3 得票多数の者の得票が同数であるときは、年長者をもって候補者当選者とする。

(候補者の選出)

第 14 条 教授会は、選挙の結果に基づき候補者を選出し、学長に報告する。

(規程の解釈)

第 15 条 この規程の解釈に疑義が生じたときは、教授会が判断するものとする。

(雑則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、候補者の選出に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行後、最初に任命されるセンター長の選考は、国立大学法人佐賀大学の初代部局長等の選考に関する規則(平成 16 年 1 月 16 日制定)に基づき、選出された候補者を第 2 条の規定により選考されたものとみなし、学長が行うものとする。

附 則(平成 19 年 1 月 31 日改正)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。